

○被災町村地域包括ケアシステム構築支援事業

1 目的

原発事故により役場機能を移転している町村においては、住民が広範囲に避難しており、要介護認定の手続きや避難先での介護サービスの確保など、応急の対応に注力しており、地域包括ケアシステム構築の検討が進んでいない現状にある。

避難指示解除を受けた町村においては、帰町（村）する住民の超高齢化が想定され、地域の自治会といったコミュニティ機能が弱まっているため、地域包括ケアシステムの推進は復興という観点からも優先度が高い。しかしながら、帰町（村）の状況や地域の課題は様々であり、それぞれの課題に対応した体制整備を図っていく必要があるため、相双保健福祉事務所と連携をとりながら、県高齢福祉課において個別の支援を行うものである。

2 対象市町村

双葉郡8町村（広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村）、飯舘村の9町村

3 事業内容

高齢福祉課職員が現地に赴き、被災市町村担当者とともに地域包括ケアシステム構築に向けた現状や課題、方向性を検討し、その体制整備を後押しする。（町村の体制整備にかかる費用は、地域包括ケアシステム構築推進事業において補助を行う。）

また、必要に応じて、学識経験者等をアドバイザーとし、被災地における地域包括ケアシステム構築について現状分析や戦略策定の具体的な技術支援を行う。

なお、市町村支援においては、保健福祉部内のみならず、庁内関係部局と連携を図るものとする。

ア) 現状と課題の把握（地域診断）

イ) 地域包括ケアシステム構築に向けた戦略策定

ウ) 取組の実践

エ) 被災地における地域包括ケアの取組の成功要因を抽出

オ) 実践報告会や事例集による普及啓発